

岩手県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成20年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 久慈・閉伊川森林計画区（宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡のうち軽米町及び九戸村を除く地域）
- (2) 大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円、上閉伊郡一円）
- (3) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域、紫波郡一円）
- (4) 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課、関係広域振興局等の林務担当部、林務室及び農林センター並びに岩泉林務事務所
- (2) 期間 平成20年11月4日から同年12月4日まで